

28高福第851号  
平成28年10月27日

各事業所管理者様

愛知県健康福祉部高齢福祉課長  
( 公 印 省 略 )

介護サービス事業所の指定等事務手数料の新設について（通知）

このことについて、別添のとおり平成28年10月18日付けで、「愛知県手数料条例の一部を改正する条例」を公布しました。

この条例により、平成29年4月1日以降のすべての介護サービス事業所の指定及び指定更新の申請に係る手数料が必要となりますので、お知らせします。

担当 介護保険指定・指導グループ

電話 052-954-6289(ダイヤル)

## ○ 手数料の額

指定居宅サービス事業者指定事務	指定居宅サービス事業者指定申請手数料	1件につき 30,000円
	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
指定介護予防サービス事業者指定事務	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件につき 30,000円
	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
指定居宅介護支援事業者指定事務	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	1件につき 30,000円
	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
指定介護老人福祉施設指定事務	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	1件につき 45,000円
	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
介護老人保健施設開設許可事務	介護老人保健施設開設許可申請手数料(既設)	1件につき 67,000円
	介護老人保健施設変更許可申請手数料(既設)	1件につき 35,000円
	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	1件につき 10,000円
指定介護療養型医療施設指定事務	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	1件につき 10,000円

※同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時に申請する場合は、介護予防サービスに係る手数料は免除する。

※空床型の短期入所生活介護に係る申請については徴収しない。

※医療みなし、施設みなし事業所に係る申請については徴収しない。

※上記手数料については、審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等ができない場合でも手数料は、返還しない。

## ○ 手数料の徴収例

## (例1)

介護老人福祉施設

短期入所生活介護(居宅a)

介護予防短期入所生活介護(介護予防a)

居宅介護支援

●新規申請	●更新申請
45,000	10,000
30,000	10,000
短期入所生活介護と同時申請につき免除	短期入所生活介護と同時申請につき免除
30,000	10,000
計105,000円	計30,000円

## (例2)

通所介護(居宅b)

介護予防通所介護(介護予防b)

訪問介護(居宅c)

介護予防訪問介護(介護予防c)

居宅介護支援

●新規申請	●更新申請
30,000	10,000
通所介護と同時申請につき免除	通所介護と同時申請につき免除
30,000	10,000
訪問介護と同時申請につき免除	訪問介護と同時申請につき免除
30,000	10,000
計90,000円	計30,000円

## ○ 対象

平成29年4月1日以降の指定申請及び指定更新申請受付分。

ただし、介護老人保健施設の開設許可及び変更許可に係る手数料は従来どおり。